

平成30年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号 新練馬ビル5階
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
会長 大江 義 宏

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成30年4月5日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月20日 第2回指定管理者選定小委員会
（施設実地調査の実施）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として

	特定)
6月27日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月19日	申請書類受付（経営状況に関する部分）
7月25日	経営診断委託
7月26日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月29日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリング実施） （申請団体の評価、採点）
11月2日	平成30年度第5回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）
12月14日	平成30年第四回定例会 （指定管理者指定議案議決）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、障害福祉分野における中核的役割、障害者の個別性に応じた支援の充実や地域に根差した施設運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立石神井障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 安定性・継続性

借入金がなく、短期的な財務支出がないため、借入金の返済能力が高い。

また、自主的運営努力および経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

基幹相談支援センターとして、福祉サービスの調整だけでなく、家族への踏み込んだ支援が必要な困難事例などにも対応し、関係機関と連携した相談支援体制を構築している。また、区内の精神科病院や近隣病院と連携を持ち、利用者と病院訪問活動を

行い、地域移行・地域定着支援に取り組んでいる。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、法人情報の積極的な公開に努め、予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、現況報告など法令に定めたものを公開するなど、法人運営の透明性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規程等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的を開催されている。

様々な分野において専門性を発揮できるよう、職種や経験に応じて計画的に必要な研修を実施するほか、育成面談を通じて職員の質の向上を図っている。

法人の「苦情解決規程」に沿った対応を図るとともに、利用者・家族が要望等を行いやすい環境づくりに努めている。

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、法人の機能や開設以来つながってきた地域のフォーマル・インフォーマルな支援者との関係性を生かした提案がある。

利用者の状況把握と変化を見逃さないよう、日々の気づきからアセスメントの充実を図り、職員全員の共通認識のもとで支援に反映する仕組みを整えている。

法人内研修を充実させるとともに、外部研修にも積極的に参加することで、職員の専門性や人権意識・倫理の向上を図っている。

(4) 運営経験を生かした取組

これまでの地域移行・地域定着支援で培ってきたネットワークを活用し、地域のあらゆる社会資源を含めたサービスと結びつけるような支援を展開することで、退院した障害者が安全・安心に地域生活を送れるような環境づくりを進めていくという提案がある。

また、障害分野と高齢分野の互いの理解・つながりを深めるため、地域包括支援センター等の関係機関や地域の団体等と協力していく提案がある。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

職員による日常的な安全点検を行うほか、「緊急時対応マニュアル」の整備や緊急時の対応に備えた緊急連絡体制を整えている。

また、突然の災害においても迅速かつ的確な行動がとれるよう「災害対策ミニマニュアル」を携帯し、定期的に訓練を実施することで、危機管理意識を高めている。

(6) 効率的な管理運営

障害福祉に関心の高い人材の活用やボランティア・地域住民との協働により、効果的な事業運営に取り組んでいるほか、法人内の各部署と連携して事業を実施するなど、運営上の工夫を図っている。

(7) 施設特性に応じた提案

経験や専門スキルを備えた職員を配置し、多様な障害特性に対応できる相談支援体制を整えるとともに、障害者支援におけるケアマネジメントのネットワーク化を進めるなど、相談支援における中核的な役割を果たす提案がある。

家族が安心して話せる場として高次脳機能障害者と家族のつどい（つぼみの会）を実施した実績があり、多様な障害特性に応じた支援を行っていくため、今後も利用者の声に耳を傾け続け、制度の有無にかかわらず必要な活動を立ち上げ、継続的に支援していく提案がある。

法人内各部署がそれぞれの専門性や利用者ニーズに応じて事業を実施することにより、多様な選択肢を整え、一人ひとりに合った段階的な就労支援を行う、障害者の就労に向けた総合的な支援の提案がある。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たっては、災害・緊急時対応も考慮し、地域に精通した区民の雇用を推進していく考えがある。また、再委託や物品等の購入についても、区内事業者の活用を優先していく考えがある。

さらに、まちづくり活動、文化展や防災訓練への参加を通じた町会との連携、ボランティア交流会の実施など、地域住民との協働・連携を一層進めている。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	30点	24点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	12点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	12点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 障害者相談支援における中核的役割に向けた取組 (2) 多様な障害特性に応じた利用者支援に係る取組	30点	24点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	152点